議案第 150 号

丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する協議について

資料1 丹波少年自然の家事務組合からの尼崎市の脱退について(報告)

1 丹波少年自然の家事務組合の概要

(1) 丹波少年自然の家事務組合について

丹波市にある丹波少年自然の家は、自然環境の中で、野外活動及び集団生活訓練を通じて、阪神丹波の少年の健全な育成並びに都市と農村の生活及び教育の交流を図ることを目的として設置されました。この目的の達成のため、市内小学校5年生が自然学校(4泊5日)で集団宿泊訓練、野外観察学習活動の一環として利用しています。

この丹波少年自然の家を運営する丹波少年自然の家事務組合(以下「事務組合」という。) は、地方自治法第284条の規定に基づく阪神丹波地域の10市町の地方公共団体が共同して処理する一部事務組合であり、丹波少年自然の家の設置及び管理に関する事務を共同処理するために昭和54年(1979年)に設立されました。現在、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、川西市、三田市、猪名川町、丹波市、丹波篠山市及び本市が構成団体となっています。

(2) 構成市町の費用負担割合について

本市では丹波少年自然の家に係る費用として①施設建設及び修繕に係る費用 (建設費 負担金)、②管理運営に係る費用 (管理運営費負担金)を負担しています。

- ①建設費負担金については阪神7市1町で全てを負担し、このうち1割を均等割、9割を 施設建設時の人口割でそれぞれ負担しています。
- ②管理運営費負担金の負担割合は次のとおりです。
 - ア 阪神7市1町で全体費用の9割を、丹波2市で1割を負担しています。
 - イ 阪神7市1町が負担する費用(全体費用の9割)の1割を均等割、9割を人口割で 負担しています。この人口割は、5年に1度の国勢調査人口を基準としています。
 - ウ 丹波2市が負担する費用(全体費用の1割)の7割を丹波市が、3割を丹波篠山市 が負担しています。

(3) 本市予算(令和4年度)の内訳について

ア歳入

(ア) 環境体験事業及び自然学校推進事業交付金:15,130千円 所管課:学校教育課

イ 歳出

(ア) 丹波少年自然の家負担金(自治体連携事業): *14,262 千円

所管課:企画政策課

*内訳として、①建設費負担金 1,994 千円、②管理運営費負担金 12,269 千円 令和4年度の負担金の構成市町による内訳は、下記のとおりです。

(イ) 小学校体験活動事業 44,057千円(他施設利用分も含む)

所管課:学校教育課

令和4年度丹波少年自然の家事務組合負担金期別納入額表(8月補正反映分) 令和4年9月1日作成

						(半位.门)
f	管理 運営	費負担金	借地料負担金	建設費負担金		
納期	第1期分	第2期分	第3期分	DA 12.7	D5 2 27	合 計
計	R4.4.20	R4.7.20	R4.12.20	14.12.7	NJ.3.27	
23,678,280	9,472,280	7,103,000	7,103,000		10,919,929	34,598,209
24,956,640	9,982,640	7,487,000	7,487,000		3,939,813	28,896,453
5,790,780	2,316,780	1,737,000	1,737,000		939,098	6,729,878
10,885,140	4,355,140	3,265,000	3,265,000		1,800,844	12,685,984
12,268,440	4,908,440	3,680,000	3,680,000		1,993,245	14,261,685
8,643,240	3,457,240	2,593,000	2,593,000		1,482,660	10,125,900
6,534,900	2,614,900	1,960,000	1,960,000		1,133,654	7,668,554
2,642,580	1,058,580	792,000	792,000		242,177	2,884,757
7,420,000	2,968,000	2,226,000	2,226,000	3,223,475		10,643,475
3,180,000	1,272,000	954,000	954,000	805,869		3,985,869
106,000,000	42,406,000	31,797,000	31,797,000	4,029,344	22,451,420	132,480,764
	納期 計 23,678,280 24,956,640 5,790,780 10,885,140 12,268,440 8,643,240 6,534,900 2,642,580 7,420,000 3,180,000	納期 第1期分 R4.4.20 23,678,280 9,472,280 24,956,640 9,982,640 5,790,780 2,316,780 10,885,140 4,355,140 12,268,440 4,908,440 8,643,240 3,457,240 6,534,900 2,614,900 2,642,580 1,058,580 7,420,000 2,968,000 3,180,000 1,272,000	納期 第1期分 第2期分 計 R4.4.20 R4.7.20 23,678,280 9,472,280 7,103,000 24,956,640 9,982,640 7,487,000 5,790,780 2,316,780 1,737,000 10,885,140 4,355,140 3,265,000 12,268,440 4,908,440 3,680,000 8,643,240 3,457,240 2,593,000 6,534,900 2,614,900 1,960,000 2,642,580 1,058,580 792,000 7,420,000 2,968,000 2,226,000 3,180,000 1,272,000 954,000	新期 第1期分 第2期分 第3期分 第3期分	納期 第1期分 第2期分 第3期分 R4.12.7 R4.12.7 R4.4.20 R4.7.20 R4.12.20 R4.1	納期 第1期分 第2期分 第3期分 R4.12.7 R5.3.27 23,678,280 9,472,280 7,103,000 7,103,000 10,919,929 24,956,640 9,982,640 7,487,000 7,487,000 3,939,813 5,790,780 2,316,780 1,737,000 1,737,000 939,098 10,885,140 4,355,140 3,265,000 3,265,000 1,800,844 12,268,440 4,908,440 3,680,000 3,680,000 1,993,245 8,643,240 3,457,240 2,593,000 2,593,000 1,482,660 6,534,900 2,614,900 1,960,000 1,960,000 1,133,654 2,642,580 1,058,580 792,000 792,000 242,177 7,420,000 2,968,000 2,226,000 3,223,475 3,180,000 1,272,000 954,000 954,000 805,869

※網掛け部分は、令和4年8月補正にて変更した箇所

2 尼崎市の脱退について

(1) 経緯

令和2年2月に開催された丹波少年自然の家事務組合定例会において、審議終了後、 尼崎市長から丹波少年自然の家事務組合を脱退する意思があるとの説明がありました。

その理由は、自然の家利用に関しては負担金の負担率と実際の利用者数が見合ってお らず、これまでも利用負担の見直しの提案をしたが一向に進まなかったこと、尼崎市にお いては別途、自前の施設(美方高原自然の家)も所有しており、今後の児童数の減少や施 設維持の経費、財政状況等を考えると、施設の二重投資は困難であるということでした。

その後、尼崎市の脱退について再考いただく前提で、西宮市が事務局を担い、尼崎市も 含めた副市町長級による「丹波少年自然の家あり方を検討する会議」を令和2年度に計3 回開催し、負担金の負担割合の見直し、脱退ルールの設定、組合のあり方等について議論 しましたが、尼崎市の脱退の意向が変わりませんでした。

その後、令和3年3月4日の尼崎市議会において、地方自治法第286条の2第1項の 規定により、尼崎市は丹波少年自然の家事務組合を令和5年3月31日付で脱退すること が議決されました。一部事務組合からの脱退に関しては、同法同条同項の規定により、脱 退する日の 2 年前までに他の全ての構成団体に書面で予告する必要があり、尼崎市から 令和3年3月22日に脱退予告書の提出を受けました。

(2) 提出議案

令和5年3月31日付で尼崎市が脱退するため、同法第286条の2第2項の規定により、規約の変更を行う必要があります。規約の変更にあたっては、同法第290条により構成市の議決が必要であることから、今般、規約変更について提案するものです。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条により、議決をする前に、関係地方公共団体の議会は、教育委員会の意見を聴かなければならないこととされています。

(3) 尼崎市脱退後の負担金について

尼崎市の脱退により、令和5年度の各市の負担金が増額となるところですが、建設費負担金については尼崎市が将来に渡っての繰上償還をしたため、また管理運営費負担金については、後述のように事務組合が解散の方針となり、令和5年度の自然学校の受け入れを縮小したため、負担金の額は令和4年度と同程度となる見込みです。

3 事務組合の解散について

(1) 令和3年度構成市町の局長(部長)級によるあり方協議について

尼崎市の脱退を受けて、副市町長級による「丹波少年自然の家あり方を検討する会議」の継続協議の場として、各市町の局長(部長)級会議を開催し、施設の存続を考えつつこれからの事務組合がどうあるべきかという協議を行っていくこととなりました。(全9回開催)

その結果、一部事務組合の存続を前提に、R4年度末までに施設改修・設備修繕を実施すること、管理運営費負担金について利用割を導入すること、運営に指定管理者制度を導入すること等について、令和4年1月19日の首長会議において基本合意に至りました。

(2) 解散に至る経緯

しかし、その後、一部構成市から脱退の意思表明あるいは可能性が示唆され、2月7日に開催された丹波少年自然の家事務組合議会定例会後に、各市町の首長間での協議が行われました。その中でも、本市は一貫して、子どもの健全な育成のための施設として引き続き本施設を存続、活用するべきと意見しましたが、今後の事務組合の運営は困難であるとの結論に至り、事務組合を令和5年度末に解散する方向で協議していくこととなりました。

そして、4月19日の丹波少年自然の家事務組合議会臨時会において、首長協議結果の報告がなされ、組合解散に関するアドバイザリー業務を盛り込んだ令和4年度丹波少年自然の家事務組合歳入歳出補正予算が可決されました。

4 丹波少年自然の家事務組合解散に向けた協議

(1) 局長(部長)会議

事務組合を解散する方向となったことから、解散に向けた協議に関する局長(部長)会議において、解散の手続き、建物の処分方法、職員の処遇等について協議を始めることとなりました。

解散に向けた協議に関する局長(部長)会議での協議結果をもとに、令和4年8月15日の丹波少年自然の家事務組合議会定例会において、以下の内容が報告されました。

- ・令和5年度の自然学校の受け入れは1学期のみとする
- ・令和5年度の運営負担金は、尼崎市が脱退するが自然学校の規模縮小により負担金 は増減しない方針
- ・丹波少年自然の家施設整備基金を廃止し、一般財源化された資金は、解散に関する アドバイザリー業務委託やその他今後解散に必要な経費に充当する
- ・ワーキングチームを立ち上げ、解散に向けた具体的内容を検討していく

なお、丹波少年自然の家施設整備基金については、定例会において廃止が承認され、 基金を一般財源化し、その使途については今後、局長(部長)会議において協議するこ ととなりました。

(2) ワーキングチーム

解散に向けてより具体的に検討していくため、川西市が事務局となり、令和4年8月より構成市町の課長級職員及び解散に関するアドバイザリー業務の受託者である「有限責任監査法人トーマツ」とともにワーキングチームを立ち上げています。「財産処分」「解散手続き・職員処遇」の2つのテーマに沿ってチーム編成が行われ、概ね月1回の頻度で開催し、令和5年度末解散に向けた協議を進めています。

5 令和5年度自然学校施設確保状況

市内の公立小学校 23 校のうち、令和 5 年度の自然学校で丹波少年自然の家の利用を 予定している学校は以下のとおりです。なお、同施設の利用予定がない学校については、 代替施設を確保済みであり、下記 3 校についても令和 6 年度以降は代替施設を利用する ことが決まっています。

学校名	クラス数	人数	実施時期
宝塚市立良元小学校	2	52	6/12~6/16
宝塚市立西山小学校	3	116	6/19~6/23
宝塚市立売布小学校	3	96	6/26~6/30
合計	8	264	